

岩手県監査委員告示第28号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年9月26日
 - (2) 本監査実施日 令和6年12月10日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年2月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、設計額を合理的な理由もなく減額して予定価格を定めているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった委託契約について、予定価格の算定に際し、予算範囲内とするため合理的な理由がない数値を用いて設計額を減額していたが、今後は決裁過程において積算の考え方や数値の根拠を明示し、相互チェックが機能するよう改善を行うことで再発防止に努めることとした。